

青森県報

第八十八号

令和元年
十一月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(保健衛生課) ……三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……三
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……四
- 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障害福祉課) ……四
- 令和元年十月九日定例告示中……………(道路課) ……四

告 示

青森県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
江渡内科医院	五所川原市字旭町七	令和 元・九・二六
サカエ薬局堅田	弘前市大字八幡町三丁目一の三	元・九・三三
大開調剤薬局	弘前市大字大開一丁目四の一	元・九・三〇
いずみ薬局あくど	弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	〃
なの花薬局十和田店	十和田市西十一番町四〇の三七	〃
ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の四	元・八・二七

青森県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
	青森県知事 三 村 申 吾	

十和田市立中央病院附属と わだ診療所 アクロスプラザ歯科 湊谷歯科診療所	十和田市西十二番町一四の八 黒石市富士見一〇三の三 西津軽郡鮎ヶ沢町大字舞戸町字上富田 一三六の八	令和 元・〇・一 元・七・一 〃 〃
大開調剤薬局 いずみ薬局あくど なの花薬局十和田店 サカエ薬局堅田 ベイ薬局緑ヶ丘店	弘前市大字大開一丁目四の一 弘前市大字悪戸字青柳一〇の八 十和田市西十一番町四〇の三七 弘前市大字宮川三丁目二の一 むつ市緑ヶ丘三五の二	元・〇・一 〃 〃 元・九・三四 元・八・二八

青森県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休止年月日
こんた皮膚科	弘前市大字鷹匠町一八	令和元・七・二七

青森県告示第四百五十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
サカエ薬局堅田 大開調剤薬局 いずみ薬局あくど ベイ薬局緑ヶ丘店	弘前市大字八幡町三丁目一の三 弘前市大字大開一丁目四の一 弘前市大字悪戸字青柳一〇の八 むつ市緑ヶ丘三五の四	令和 元・九・三三 元・九・三三 〃 元・八・二七

青森県告示第四百五十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大開調剤薬局 いずみ薬局あくど なの花薬局十和田店 サカエ薬局堅田 ベイ薬局緑ヶ丘店	弘前市大字大開一丁目四の一 弘前市大字悪戸字青柳一〇の八 十和田市西十一番町四〇の三七 弘前市大字宮川三丁目二の一 むつ市緑ヶ丘三五の二	令和 元・〇・一 〃 〃 元・九・三四 元・八・二八

青森県告示第四百五十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	弘前市大字鷹匠町一八	所在地	休止年月日
ことた皮膚科			令和元・七・二七

青森県告示第四百五十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和元年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医師の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	診療科名	指定年月日
難病指定	吉村 徹郎	青森市民病院	消化器内科	令和元・〇・二四
難病指定	小渡 亮介	弘前大学医学部附属病 院 五三 弘前市大字本町	心臓血管外科	元・〇・二五

青森県告示第四百五十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

難病指定	難病指定	難病指定	難病指定
齊藤 良明	于 在強	野村 亜南	米永 一理
弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	十和田市立中央病院附属診療所
弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	十和田市西十二番町一四の八
心臓血管外科	心臓血管外科	心臓血管外科	内科
〃	〃	〃	元・二・一

加入区 の名称	届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
三 厩	発起人の住所及び氏名	期 間
	東津軽郡外ヶ浜町字三厩元宇鉄一六 牧野 勇次 東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄二 小林 秀則 東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野澤二〇 田中 渉	令和元年十一月二十五日から同年十二月九日まで
		場 所
		三厩漁業協同組合

青森県告示第四百五十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

十和田支店十和田西出張所

十和田市西二十一番町

を削る。

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二

項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

令和元年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称	弘前市大字野田二丁目二の二、二の三、二の四、二の五、二の六、二の七、二の八、二の九、二の一〇、二の一、二の一四、二の一五、二の一六、二の一七、二の一八	所 在 地	種 類	交付年月日
生活協同組合コープあおもり和徳店			物品販売店舗を営む	令和元・二・四

正 誤

道 路 課

発行年月日 令和元・二・九 第六八号	区分 告示	番 号 第三四七号	ページ 二 全	行 表中	誤 七・三〇メートルから 四二・六〇メートルまで	正 八・六〇メートルから 四二・六〇メートルまで
--------------------------	----------	--------------	------------	---------	--------------------------------	--------------------------------

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭